

上 尾 市

上尾市農業委員会

訓令第1号

本 庁

出 先 機 関

上尾市農業委員会事務局

上尾市企業誘致戦略会議

上尾市企業誘致戦略会議設置規程を次のように定める。

令和8年5月18日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市農業委員会会長 市 村 英 一

上尾市企業誘致戦略会議設置規程

(設置)

第1条 本市における戦略的な企業誘致体制を整えるとともに、企業誘致施策の全庁的な推進を図るため、上尾市企業誘致戦略会議（以下「戦略会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 戦略会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 企業誘致の方針に関すること。
- (2) 企業誘致施策の意思決定に関すること。
- (3) その他企業誘致施策の推進に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、副市長の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、都市整備部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会議)

第4条 戦略会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 戦略会議は、戦略会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第5条 戦略会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求

めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第6条 委員長は、市長から要求があったとき、又は必要があると認めるときは、戦略会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 戦略会議の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、戦略会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表 (第3条関係)

市長政策室長	行政経営部長	環境経済部長	農業委員会事務局長
--------	--------	--------	-----------